

名古屋大学インキュベーション施設入居について

名古屋大学学術研究・産学官連携推進本部では、本学のシーズを活かしたベンチャー企業を育成する共用施設として、スタートアップ推進室でインキュベーション施設入居の審査をし、産学官連携課で管理をしています。

申請資格(どのような企業が入居可能か)

設立後10年以内の

- ・名古屋大学発ベンチャー称号授与企業
- ・名古屋大学発学生ベンチャー発号授与した企業

※但し、名大発ベンチャー称号授与審査とインキュベーション入居審査は同時に行うことができます。

入居期間について

原則、最初2年、更新2年、更新1年 の
MAX5年間

※東山キャンパスは全面禁煙です。

インキュベーション施設内含め、東山キャンパスが全面禁煙(電子タバコも含む)で、喫煙スペースが設けられていないことや、大学周辺の路上なども苦情が来るため喫煙はお控え願います。

居室について

- ・登記先の住所として使用できます。
- ・郵便受けを使用できます。
- ・共有スペースを会議等で利用できます。(機密事項は不向き)
- ・入居可能部屋数は最大2部屋まで

○占有スペース(1F 6部屋、 2F 8部屋)

それぞれスペース(面積)が異なりますが、

賃料(変動します)×(面積 m^2)×24カ月(2年)+コンサルティング料(5万円×2年(1社あたり))+光熱料

となります、※利用開始日により金額変更の可能性有

事前に空室があるかどうかご確認ください。

賃料 年度毎支払い ※2年間分を年度毎に支払い

料金は東海国立大学機構固定資産貸付長期貸付料の事務所東山地区の料金(変動します)

資産賃貸借契約は 施設統括部 資産課 が担当

コンサルティング料 契約時2年間分一括支払い

料金は 5万円/年・社×2年=10万円

学術コンサルティング契約(運営補助費含、特許申請、各種イベント等情報の紹介)は イノベーション・アントレプレナーシップ推進室 が担当

審査会

必要に応じて開催

※但し、毎月下旬に開催している学術研究・産学官連携推進本部運営会議で本決定となります。

最短で、審査会→本部会議で正式決定から翌々月の1日から入居
例:10月中旬までに申請のご希望がきて、10月中旬に申請があり、11月の前半(本部会議提出期限前)に審査会を開け、承認となった場合、11月下旬の本部会議で正式決定となり、翌々月1月1日からの入居となります。

現在Zoomで開催

10分程度プレゼン資料を用いたプレゼン、5分程度質疑応答

審査に必要な書類(審査会前に提出)

- ・申請書

※申請責任者は本学の専任教員に限りますので、学生や、教員の方も退官後に申請ということになりますと、どなたか教授等にご依頼していただくことになります。(名古屋大学インキュベーション施設規程 6条2項による)

- ・プレゼン資料

- ・登記簿と定款の写し

※兼業許可通知書の写し(状況による)

ご参考

インキュベーション施設HP

<https://www.aip.nagoya-u.ac.jp/venture/entrepreneurship/incubation>

名古屋大学インキュベーション施設規程

https://education.joureikun.jp/thers_ac/act/frame/frame110000283.htm

名古屋大学インキュベーション施設のプロジェクト開発室使用細則

https://education.joureikun.jp/thers_ac/act/frame/frame110000279.htm